

名称	金竹地区土地利用計画			
区域	位置	豊富町御蔭の一部	面積	100.4 ha
目標	<p>【まちづくりのテーマ】</p> <p style="text-align: center;">世代を超えた交流を大切にし 和気あいあいと安心して暮らせる利便性の高いまち 金竹</p> <p>金竹地区は神谷川や土居八幡神社などがあり、自然や歴史に囲まれるとともに、公共施設が集積し、利便性の高い地区です。金竹獅子舞や屋台などの伝統・文化の継承や住民同士の世代を超えた交流を大切にしながら、子どもから大人まで和気あいあいと安心して暮らせるまちづくりを目指します。</p>			
基本方針	<p>1. 自然や歴史、伝統・文化などの地域の魅力を守り、活かすまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代に農業を引き継ぐ環境を育み、神谷川や土居八幡神社などの自然や歴史の保全と活用を目指します。また、金竹獅子舞や屋台などの伝統・文化の継承に努めます。 <p>2. 公共施設を集積を活かすまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設が集積する利便性の高さを活かしてにぎわいのある地域コミュニティの維持を図ります。 <p>3. 安心して快適に暮らし続けられるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に備えた事前準備を進めるとともに、ため池や河川、田畑、空き家などを適切に管理し、安心して快適に暮らせる生活環境の形成を目指します。 <p>4. 住民同士の日常的な交流を大切にしたいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶や声掛け、見守りなど住民同士の日常的な交流を大切にします。 			
基本計画	計画人口	昭和 46 年以降で最大の人口（昭和 49 年）	400	人
	集落区域の 上限規模	計画人口及び戸数密度により算定される規模 (計画人口÷世帯当たり人口[2.37 人/戸]÷戸数密度 [10 戸/ha])	16.9	ha
詳細区域	ア 良好な自然環境の保全を図るべき区域		(保全区域)	11.1 ha
	・金竹公会堂、神社（土居八幡神社）、地蔵堂、大日堂、ため池（上池、下池）、金竹チビッコ広場、墓地、保安林は保全区域とします。			
	イ 森林と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		(森林区域)	49.4 ha
	・保安林以外の森林地は森林区域とします。			
	ウ 農地と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		(農業区域)	9.7 ha
・農業振興、良好な田園景観の形成や豪雨時の貯留機能など、農地の多面的機能のため、農用地区域や第 1 種農地、一体的な農地については農業区域とします。				
エ 集落として良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域		(集落区域)	12.1 ha	
・既存集落について良好な生活環境の保全を図り、集落に介在する農地や空き地については、コミュニティ維持のための戸建て住宅等が建てられるよう集落区域とします。				

	オ その他区域	(その他区域)	18.1 ha
	<p>・道路用地や公共施設、大規模事業所、既存の集落から離れた空き地等はその他区域とします。</p>		
取 り 組 み	守る	<p>【自然環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落の周囲に広がる一体的な農地については、適切な管理、保全を目指します。 ・景観を阻害する工作物を設置しないよう努めます。 <p>【伝統・文化の継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土居八幡神社や地蔵堂、大日堂などの伝統行事の継承を目指します。 ・秋祭りで奉納される民族芸能である金竹獅子舞や屋台などの継承を目指します。 <p>【コミュニティの維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶や声掛け、子どもや高齢者の見守り、助け合いなど、住民同士の世代を超えた交流を大切にします。 	
	改善する ・創る	<p>【安心して暮らせる環境づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害備蓄品の確認や防災訓練をはじめとした防災対策等を進め、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。 <p>【自然環境、景観の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内（河川や畦、耕作放棄地等）の草刈りや道路の清掃を行い、景観の向上に努めます。 ・空き家や荒れ地の適切な管理を行うよう、所有者への啓発に努めます。 <p>【農業の活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者を増やす取り組みや耕作放棄地を管理する組織づくりを進めるなど、休耕地の活用に取り組みます。 <p>【コミュニティの活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な挨拶や声掛け、祭りなどのイベントを盛り上げ、世代間交流を深め、地域の一体感の向上に取り組みます。 	
	活かす	<p>【地域資源の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土居八幡神社は、地域の貴重な歴史文化として管理保全します。 ・交流の活性化を目指し空き家や古民家の活用に取り組みます。 	
備 考	まちづくりの ルール	<p>【まちづくり協定】</p> <p>金竹地区には、まちづくりのルール（協定）があります。建物等を建築しようとする者は、金竹地区特別指定区域指定まちづくり協議会と協定を締結後に建築に着手するものとします。</p> <p>【まちづくり協定の運営】</p> <p>地区のルールは、地区のみなさんの信義にもとづいて自主的に守られることを前提としております。地区に新たに入居される方への伝達や、地区の見守りを目的とした活動を行います。</p> <p>【連絡先】</p> <p>金竹地区特別指定区域指定まちづくり協議会</p>	